

調査表の留意点

1 調査表①、②共通事項

○「回答府省」欄

⇒ 調査に対して回答いただいた府省名を記載しています。

なお、計画等が複数の府省における共管であるなどの場合においては、事前に関係府省間で調整の上、一つ又は複数の府省から回答いただいたため、「法律の所管」の府省とは必ずしも一致していません。

○「策定主体」欄

⇒ 計画等の策定主体を記載しています。

(例) 地方公共団体が策定主体の場合→「都道府県」及び「市町村」を選択
都道府県及び政令指定都市が策定主体の場合→同上

⇒ 地方公共団体を含む組織（協議会等）が策定主体である場合には、当該組織を構成する地方公共団体を策定主体としています。

(例) 構成員に都道府県を含む協議会が策定主体の場合→「都道府県」を選択

⇒ 地方公共団体が設置する者（広域連合や学校等）が策定主体である場合には、当該設置する者を策定主体としています。

(例) 市町村が設置する広域連合が策定主体の場合→「市町村」を選択

2 調査表①「地方公共団体の計画等に係る国の基本方針等の期間及びその根拠について（令和5年4月1日時点）」

○「当該地方公共団体における計画等に係る国の基本方針等の名称」欄

⇒ 地方公共団体において計画等を策定するに当たり、「即すること」や「勘案すること」など、参照することが必要とされている国の基本方針等の名称を記載しています。

○「国の基本方針等の期間」欄

⇒ 当該国の基本方針等の期間の長さ（3年間、5年間等）を記載しています。

○「現行の国の基本方針等の具体の期間」欄

⇒ 現基本方針等の期間を記載しています。

(例) 令和3年4月～令和6年3月

○「期間について具体の定めを「なし」とした場合における現行の国の基本方針等の始期」欄

⇒ 期間について具体の定めがない場合には、現基本方針等の始期を記載しています。

(例) 令和5年4月～

○「国の基本方針等の期間の根拠」欄

⇒ 期間の長さが規定されている法令の条項や通知など、期間の根拠を記載しています。
なお、国の基本方針等そのものに記載されている場合は、当該基本方針等を記載しています。

○「地方公共団体の計画等の期間」欄

⇒ 地方公共団体の計画等の期間の長さ（3年間、5年間等）を記載しています。

○「地方公共団体の計画等の期間の根拠」欄

⇒ 期間の長さが規定されている法令の条項、通知、マニュアル、国の基本方針など、期間の根拠を記載しています。

3 調査表②「法律に基づく計画等と他の計画等との一体的策定の可否について（令和5年4月1日時点）」

○「他の計画等との一体的策定の可否（総合計画等を除く。）(①)」欄

⇒ 関連する計画等との一体的策定等（上位計画への統合を含む。）が可能か否かについて、次により分類しています。

「◎」：他の計画と一体的策定等が可能であり、その旨を通知等により地方公共団体に対し明確化している場合

「○」：通知等による明確化は行っていないものの、運用上他の計画と一体的策定等が可能である場合

「×」：他の計画と一体的策定等が認められない場合

○「一体的策定が可能な計画等の名称」欄

⇒ ①が「◎」又は「○」の場合に、一体的策定が可能な計画等の名称を記載しています。

○「地方公共団体の総合計画等での記載の可否 (②)」欄

⇒ 地方公共団体の総合計画等（長期・中期・短期計画、行政評価）に、計画等の全部又は一部の内容を記載することの可否について、次により分類しています。

「◎」：地方公共団体の総合計画等での記載が可能であり、その旨を通知等により地方公共団体に対し明確化している場合

「○」：通知等による明確化は行っていないものの、運用上総合計画等での記載が可能である場合

「×」：地方公共団体の総合計画等での記載が認められない場合

○「個別の計画等として策定するものが望ましいもの (③)」欄

⇒ ①及び②に馴染まない計画等の全部又は一部の内容について、個別の計画として策定することが望ましいものは、「○」を記載しています。

○「③とする理由」欄

⇒ ③が「○」の場合に、その理由を記載しています。